

平成 29 年 12 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 原 弘 産  
代表者名 代表取締役社長 岡本 貴文  
(コード番号 8894 東証第2部)  
問い合わせ先 取締役 津野 浩志  
電話番号 083 - 229 - 8894

**(訂正)「監査等委員会設置会社への移行及び定款の  
一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について**

当社が平成 29 年 12 月 13 日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」の記載の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、本件の訂正箇所には点線の下線を付しております。

記

(訂正前)

<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p>
<p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

(訂正後)

<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. <u>会計監査人</u></li></ol>	<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u></li><li>(削除)</li><li>3. <u>会計監査人</u></li></ol>
<p>(優先配当金)</p> <p>第 10 条の 3 (省略)</p> <p>2. 当社は、<u>第 28 条に基づき中間配当(会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当)を行うときは、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に対して行なうのと同額の中間配当(以下「本優先中間配当金」という。)を行なう。</u></p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第 10 条の 3 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>第 30 条に基づき中間配当(会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当)を行うときは、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に対して行なうのと同額の中間配当(以下「本優先中間配当金」という。)を行なう。</u></p>
<p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10 名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>

太字、背景色を付している箇所が定款の変更箇所であります。

以上